

令和元年度
長野県国民健康保険団体連合会
定例理事会議事録

- と き 令和元年7月12日(金)
午後1時25分から
- と ころ 長野市西長野加茂北 長野県自治会館
国保連合会 1階会議室
- 附議事項 別冊議案のとおり
- 会議概況 以下のとおり

開 会 午後 1 時 25 分

開 会 事務局

理事長あいさつ 理事長
別紙 1 のとおり

定 足 数 報 告 事務局
本会規約第 32 条による定足数を報告いたします。
現員理事数 15 名
本人出席理事数 9 名
書面表決理事数 6 名 (内代理出席者 2 名)
従いまして、本日の理事会は成立いたしました。

議 長 選 任 事務局
続いて議長の選任でございますが、理事会の議長は、本
会規約第 41 条の規定により、理事長が議事を主宰するこ
とになっておりますので、理事長にお願いいたします。

議 長

規約の規定によりまして、しばらくの間、議長を務めさせていただきますので
ご協力をお願いします。

議事に先立ちまして、議事録署名人を慣例に従いまして議長から指名をさせて
いただきます。

上 松 町 長 大屋 誠 様
高 山 村 長 内山 信行 様

をお願いいたします。

議 事

議 長

それでは、これより議事に入ります。始めに、議案第1号「平成30年度長野県国保連合会事業報告」から、議案第13号「平成30年度長野県国保連合会財産目録」までを一括議題とします。

事務局から説明願います。

事 務 局

議案第1号 平成30年度長野県国民健康保険団体連合会事業報告

<説 明> 事務局 議案書により説明

議案第2号 平成30年度一般会計歳入歳出決算

議案第3号 平成30年度診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）歳入歳出決算

議案第4号 平成30年度診療報酬審査支払特別会計（支払勘定）歳入歳出決算

議案第5号 平成30年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計
（業務勘定）歳入歳出決算

議案第6号 平成30年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計
（支払勘定）歳入歳出決算

議案第7号 平成30年度介護保険事業特別会計（業務勘定）歳入歳出決算

議案第8号 平成30年度介護保険事業特別会計（支払勘定）歳入歳出決算

議案第9号 平成30年度障害者総合支援法関係業務等特別会計（業務勘定）
歳入歳出決算

議案第10号 平成30年度障害者総合支援法関係業務等特別会計（支払勘定）
歳入歳出決算

議案第11号 平成30年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計（業務勘定）
歳入歳出決算

議案第12号 平成30年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計（支払勘定）
歳入歳出決算

議案第13号 平成30年度長野県国民健康保険団体連合会財産目録

<説 明> 事務局 議案書及び資料により説明

《30年度決算における実費弁償判定について》

手数料を徴収する事務における手数料につきましては、実費に見合う額とされておりまして、剰余の発生の有無を確認する必要があります。

平成30年度決算につきましては、国から示されました判定方式により、手数料を徴収する診療報酬、介護保険、障害者総合支援、特定健診、後期高齢者医療の5つの特別会計において、剰余が発生していないことを確認しております。

なお、実費弁償方式の判定につきましては、税理士法人に委託して行っており、

平成 30 年度決算について総会でご承認をいただきました後に、義務付けられた書類を長野税務署へ提出いたします。

以上、すべての会計において平成 30 年度決算額が確定いたしましたので、今年度の予算において、診療報酬等支出金、繰越金、積立資産等の補正を行いたいと考えております。

議 長

議案第 1 号から議案第 13 号までの説明が終わりました。これにつきましては、6 月 25 日に監事による監査が行われておりますので、監査結果について報告をお願いします。

監 事

監事 4 名を代表して、監査報告を申し上げます。

国保法第 24 条第 3 項の規定及び国保連合会規約第 45 条第 1 項の規定により、平成 30 年度の事業実施状況、予算の執行状況及び財産の管理状況等につきまして、平成 30 年 11 月 27 日と令和元年 6 月 25 日に監査を行いました。

その結果、事業運営上においても、また会計面においても、関係書類、諸帳簿等適正に処理されており、誤りのなかったことを認めましたので、ご報告申し上げます。

なお、両監査においては、事前に外部監査が実施されており、監査委託先の税理士法人から、現金出納及び財産管理における処理について問題ないとの報告を受けておりますので、併せてご報告申し上げます。

以上、監査報告とさせていただきます。

議 長

ありがとうございました。それでは、議案について、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

理 事

事業報告に関連して 2 点ほど質問させていただきます。

1 点目は、レセプト審査の関係です。国保連合会に対する会計検査院の検査により、レセプトのコンピュータチェックの採用項目が不統一であり、問題があるという指摘があり、国や国保中央会で検討会を設置し、統一化に向けて進めていくという新聞報道がありました。新聞報道によると、5 千を超えるコンピュータチェックの中で、全国平均は、78%程度の採用率であると記載されていましたが、長野県はどういう状況であるか。また、全国で統一化された時に、より成果が上がるような形になるのか。先ほど事務局長の報告の中で、独自システムという話がありましたが、そうした国の対応の結果、より医療費適正化に繋がるような財

政効果が得られるのかどうかということをお聞きしたい。

2点目は、来年度のことになると思いますが、診療報酬改定年であり、消費税が上がること、保健事業関連の委託料も軒並み上がること、国保連合会の手数料引上げ等が目白押しで、保険者にとっての負担増が見えています。加えて、オンライン資格確認システムが動き出します。実際に保険者としてもシステムを作ったり、附番ルールを作ったりと準備を進めていかななくてはいけません。いつから保険者が支払う運用費用が発生するのでしょうか。また、費用について、大体のイメージとして今の時点でどのくらいになるかわかれば教えていただきたい。

事務局

本県のチェック項目の採用状況につきましては、概略的な数字で言いますと、約86%程度採用しています。その理由としましては、報道でもありましたが、チェック項目の不備により、不要なエラーが大量に付いてしまうことや、審査委員会が求める要件にチェック項目が合致できていないために、本来抽出すべき項目が拾えないなど、効率的な審査に繋がらないという部分もありますので、その辺を精査する必要があります。

その中で、補完的に外付けシステムを採用しながら取り組んでいる状況であり、今後、国保中央会の取り組みについて、本県でも確認等対応していき、医療費適正化に繋げていきたいと考えております。

事務局

一律にチェック項目を採用したからといって、効率的に審査できるようなチェックになっていないものがある状況であり、どの県も一律にできていない状況です。その部分を、より効率的なチェックを行うために別のシステムを採用している状況です。

チェック項目が不統一であることが良くないと言われていますが、昔から各県ごとに、より効率的に業務を行うために、そのようなことが行われてきている状況があります。

2点目のオンライン資格確認については、経費の話が全く出てきていないのでわかりませんが、運用支援環境等にデータ登録が必要であり、各保険者に経費が発生することは国が言っています。具体的な金額、時期等は示されていない状況です。

議長

他にありませんでしょうか。

特にご意見がなければ、原案どおり承認いただくこととしてよろしいでしょうか。

<異議なしの声>

議 長

ご異議ないものと認め、議案第 1 号「平成 30 年度長野県国保連合会事業報告」から議案第 13 号「平成 30 年度長野県国保連合会財産目録」までを原案どおり決定することとします。

次に、議案第 14 号「長野県国保連合会規約の一部改正」及び、議案第 15 号「積立金管理運用規則の一部改正」を一括議題とします。

事務局から説明願います。

事 務 局

議案第 14 号 長野県国民健康保険団体連合会規約の一部改正

議案第 15 号 積立金管理運用規則の一部改正

<説 明> 事務局 議案書により説明

《新たな積立資産の保有が認められることになった経緯について》

平成 29 年 7 月に、厚生労働省と支払基金の連名で、「支払基金業務効率化・高度化計画」が公表されましたが、その中で、今後は、ICT や AI を活用して、審査の質を向上させていくという考え方が示されました。

計画には、支払基金の改革のみならず、国保中央会及び国保連合会においても同時並行的に、支払基金の改革と整合的かつ連携して取り組みを進めるということが記載されています。

本会に対しましても、支払基金の審査業務改革と一体となった取組の推進が求められているところです。

また、その他の業務につきましても、高度化・効率化に取り組んでいく必要があります。

現時点では、具体的な内容は示されておりませんが、今後、システム開発のための原資を確保していくことが必要になってくるものと思われます。

その際に、支払基金は、法人税法上の公共法人に位置付けられているために、内部留保が認められており、システム開発の原資を積み立てることが可能です。一方、本会は、公益法人に位置付けられているために、認められた積立資産以外の積立を行った場合には、課税となってしまうという不公平が生じております。

同じように必要な経費を積み立てても、支払基金は非課税、国保連合会は課税という状況です。

そこで、厚生労働省が国税庁と協議を行いまして、今回は、法人税法上の位置づけの改正という訳にはなりませんでした。ICT や AI を活用したコンピュータチェックの導入等による、審査支払業務等の更なる高度化・効率化の取組みに充てる積立資産について、非課税で積み立てられるよう、通知の改正を行いました。

本年 3 月 27 日付で、新たな積立資産の創設等についての改正通知が、厚生労働省国民健康保険課から都道府県あてに発出されましたので、その通知に基づき、

今回、規約・規則の改正を行うものです。

議 長

事務局の説明が終わりました。ご質疑、ご意見等ありましたらお願いします。
特にご意見がなければ、原案どおり承認いただくこととしてよろしいでしょうか。

<異議なしの声>

議 長

ご異議ないものと認め、議案第 14 号「長野県国保連合会規約の一部改正」及び、議案第 15 号「積立金管理運用規則の一部改正」を原案どおり決定することとします。

次に、議案第 16 号「令和元年度長野県国民連合会一般会計歳入歳出補正予算（第 2 回）」から、議案第 23 号「令和元年度長野県国保連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計（支払勘定）歳入歳出補正予算（第 1 回）」までを一括議題とします。

事務局から説明願います。

事 務 局

議案第 16 号 令和元年度一般会計歳入歳出補正予算（第 2 回）

議案第 17 号 令和元年度診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）
歳入歳出補正予算（第 2 回）

議案第 18 号 令和元年度診療報酬審査支払特別会計（支払勘定）
歳入歳出補正予算（第 2 回）

議案第 19 号 令和元年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計
（業務勘定）歳入歳出補正予算（第 1 回）

議案第 20 号 令和元年度介護保険事業特別会計（業務勘定）
歳入歳出補正予算（第 1 回）

議案第 21 号 令和元年度障害者総合支援法関係業務等特別会計（業務勘定）
歳入歳出補正予算（第 1 回）

議案第 22 号 令和元年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計（業務勘定）
歳入歳出補正予算（第 1 回）

議案第 23 号 令和元年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計（支払勘定）
歳入歳出補正予算（第 1 回）

<説 明> 事務局 議案書及び資料により説明

《 I C T 積立資産について 》

I C T 積立資産につきましては、創設に係る経緯等は先ほど事務局長からご説明申し上げたとおりですが、全国の国保連合会において、実費弁償方式の確認申請の関係から、今回の予算の補正にて必ず I C T 積立資産の費用を計上すること

を国税庁より求められているといった状況です。

このようなことから、ICT積立資産の対象となります、議案第 17 号及び 19 号から 22 号までの 5 つの特別会計におきまして、ICT積立資産の科目を新設し、補正を行いたいとするものです。

なお、積立額に関しては、手数料の 30%を超えない範囲とされておりますが、審査支払業務等高度化・効率化のために必要となる経費の具体的な金額等は、まだ明確にお示しできない状況であり、今後、厚生労働省と国保中央会と協議のうえ必要となる積立額を定めてお示したいと考えております。

よって、今回の補正による予算額は科目建てを主目的として、全て千円としております。この金額に関しましては、今回の補正では多寡を問わないと、国保中央会を通じて国税庁から、予め示されておりますので申し添えさせていただきます。

《実費弁償の確認申請について》

本会が行います事業は、原則として法人税法上の収益事業に該当いたしますが、この業務が実費弁償により行われるものであり、かつ、そのことをあらかじめ 5 年以内の期間に限り、所轄税務署長の確認を受けたときは収益事業に該当しないこととされており、平成 26 年度に行いました確認申請によりまして、平成 30 年度までの 5 年間は収益事業に該当しないものとされておりました。よって、引き続き今年度から令和 5 年度までの 5 年間分の確認申請を行う必要があります。

具体的な手続きに関しましては、本補正予算が本理事会及び通常総会にて承認された後は、直ちに実費弁償方式の確認申請を行う必要があります。

申請には、ICT積立資産に係る費用を計上した今年度の補正後予算書に加えまして、国保連合会の概要、対象となる特別会計の事業の概要、実費弁償方式による事務処理に該当する理由、実費弁償方式判定のための収入・支出の明細書並びに過去 3 年度分の決算書と事業報告といった書類を提出するよう求められておりますので、この手続きに関しましてご了承いただきたくお願い申し上げます。

なお、事前に国保中央会を経由して、国税庁に対し一部書類を提出して事前確認を済ませておりますことを、申し添えさせていただきます。

議 長

事務局の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。特にご意見がなければ、原案どおりご承認いただくこととしてよろしいでしょうか。

<異議なしの声>

議 長

ご異議ないものと認め、議案第 16 号「令和元年度長野県国保連合会一般会計歳入歳出補正予算（第 2 回）」から、議案第 23 号「令和元年度長野県国保連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計（支払勘定）歳入歳出補正予算（第 1 回）」ま

でを、原案どおり決定することとします。

次に、議案第 24 号「理事・監事の選任について」を議題といたします。
事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第 24 号 理事・監事の選任

<説明> 事務局 議案書により説明

議長

事務局の説明のとおり、役員を選任規則の定めにより推薦母体からの推薦があったものですので、原案どおりご承認いただくこととしてよろしいでしょうか。

<異議なしの声>

議長

ご異議ないものと認め、議案第 24 号「理事・監事の選任」を原案どおり決定することとします。

次に、議案第 25 号「幹事の委嘱」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第 25 号 幹事の委嘱

<説明> 事務局 議案書により説明

議長

事務局の説明のとおり、ご承認いただくこととしてよろしいでしょうか。

<異議なしの声>

議長

ご異議ないものと認め、議案第 25 号「幹事の委嘱」を原案どおり決定することとします。

次に、議案第 26 号「通常総会の招集」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第 26 号 通常総会の招集

<説明> 事務局 議案書により説明

議 長

事務局の説明のとおりでよろしいでしょうか。

<異議なしの声>

議 長

それでは、来る7月31日に通常総会を開催しますので、よろしく申し上げます。

以上で、本日予定しておりました議決事項は、全て終了しました。

議事録は事務局で整備のうえ、後日、議事録署名人に署名をお願いすることとします。

なお、議事録につきましては、「理事会議事録の作成及び公表要領」に基づき、本会ホームページに掲載させていただきますのでご承知おきください。

その他、事務局より何かありますでしょうか。

<特になし>

以上をもちまして、すべて終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

事 務 局

理事長ありがとうございました。

これもちまして、定例理事会を終了いたします。

長時間にわたり、ご審議ご決定いただきありがとうございました。

閉 会 午後2時50分

(別紙1)

理事長招集あいさつ

令和元年7月12日(金)
自治会館1階会議室

みなさんこんにちは。

本日は定例理事会を開催いたしましたところ理事・監事の皆様方には公務ご多用の中、ご出席いただき厚くお礼申し上げます。

また、日頃、国民健康保険事業の運営にあたりまして、多大なご尽力をいただいておりますとともに、本会事業運営につきましても、格別のご理解、ご協力をいただいておりますことに、重ねてお礼を申し上げます。

昨年の4月から、県が国保の保険者となり、財政運営の責任主体として役割を担う「新たな国民健康保険制度」が実施され、1年が経過いたしました。

これまでのところ概ね順調に進んできたものと考えておりますが、これからは、制度の定着と安定的な運営を図っていくことが重要な課題となってまいります。

本会といたしましては、今後も県をはじめとする各保険者と一層の連携を図りながら、各種システムの確実な構築と安定的な運用に努めるとともに、保険者事務の負担軽減や効率化に取り組んで参りたいと考えております。

さて、健康保険法等の一部改正法が5月15日に可決・成立し、順次施行されることとなりました。

改正法の主な内容につきましては、マイナンバーカードを使用したオンライン資格確認の導入、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施、審査支払機関の機能強化など、医療保険事務の効率化を図る内容になっております。

また、国保連合会の業務に、保健事業のデータ分析や事業評価を位置付けており、本会といたしましても「国保データベースシステム」のより一層の利活用の支援をはじめ、国保・後期高齢者ヘルスサポート事業による支援など、保健事業がより効果的かつ効率的に実施できるよう、積極的に取り組んで参りたいと考えております。

このほか、本会の主力業務であります審査業務をはじめとする各業務の充実・強化を図ることはもとより、今年度からは、第三者行為損害賠償求償事務の受託範囲を拡大しておりますので、求償事務の一層の取り組み強化に努めたいと考えております。

引き続き、保険者の共同体として皆様方の信頼に応えられるよう適切に事業を実施してまいりますので、ご理解、ご協力をお願いする次第でございます。

さて、本日の理事会は、平成30年度の事業報告及び各会計決算並びに令和元年度予算の補正などについてご審議いただきまして、今月末に開催する通常総会に提案して参りたいというものでございます。

充分ご審議の上、適切なお決定をお願いいたします。

以上、簡単でございますが招集のご挨拶とさせていただきます。

定例理事会出席者名簿

R01.07.12

役職名	氏名	公職名	書面参加	備考
理事長	唐木 一直	南箕輪 村長		
副理事長	牧野 光朗	飯田 市長	○	保健課長 原俊文
副理事長	関川 芳男	筑北 村長		
常務理事	土屋 嘉宏			
理事	柳田 清二	佐久 市長	○	国保医療課長 武者新一
理事	花岡 利夫	東御 市長	○	
理事	大屋 誠	上松 町長		
理事	菅谷 昭	松本 市長	○	
理事	甕 聖章	池田 町長		
理事	岡田 昭雄	千曲 市長	○	
理事	内山 信行	高山 村長		
理事	森川 浩市	栄 村長		
理事	関 隆教	医師国保組合 理事 長	○	
理事	宮川 信一	建設国保組合 常務理事		
理事	濱口 實	長野県国保 直診医師会長		
監事	土屋 陽一	上田 市長	—	国保年金課長 春原茂
監事	日臺 正博	木島平 村長	—	
監事	本庄 利昭	山形 村長	—	

以下この会議の正確を証するため、ここに署名する。

議 長

南 箕 輪 村 長

印

議事録署名者

上 松 町 長

印

高 山 村 長

印